

地産霊園永代供養墓〈いにしえ〉使用規則

第一条（目的）

この規則は地産霊園内の永代供養墓〈いにしえ〉（以下「永代墓」といいます。）の使用および管理に関する基準を定め、その運用の円滑化を図ることを目的とします。

第二条（用語の定義）

- この規則で「永代墓」とは、地産霊園が永代にわたり、合同祭祀を行う共同墓をいいます。
- この規則で「永代供養料」とは、別紙○に定めるとおり、永代供養料の他に永代墓使用料、永代管理料を含めたものをいいます。
- この規則で「使用者」とは、基本的に永代墓の申込者で、当霊園から永代供養承諾を受けた方をいいます。

第三条（管理者）

永代墓はP G Mプロパティーズ株式会社が保有する〈地産霊園〉において、地産霊園越生管理事務所（以下、「管理者」といいます。）が維持管理を行います。

第四条（規則の遵守）

使用者は永代墓使用に当たってはこの規則に従っていただきます。また、地産霊園を使用されるにあたり、永代墓使用以外については、地産霊園使用規則を遵守していただきます。これらの規則は、使用者と管理者の間の合意内容を構成します。

第五条（使用目的）

永代墓は納骨以外の目的に使用することはできません。

第六条（使用資格）

永代墓は国籍・宗教等を問わず、管理者が認めた場合は、どなたでも使用ができます。

第七条（永代供養墓の内容）

- 永代供養祭祀は、管理者が春・秋の彼岸及びお盆の年3回行います。
- 前項以外に別途回忌法要等をご希望される方は、希望日の一〇日前までに管理者に申し出てください。但し別紙○に定める費用がかかります。
- 永代供養の開始は、使用者（複数の申込者の場合は最後の使用名義人）の納骨日から三十二年間までは遺骨をロッカーに安置し、それ以降は共同合祀をし、永代にわたり合同供養を行います。
- 前項の合同供養は仏式をもって行い、その際に要する仏花、線香並

びに僧侶の手配については、管理者が全て行います。

- 生前及び、亡くなられた方の俗名等の刻字を希望する方は、事前に管理者に書面にて申し出てください。尚、刻字には別紙○に定める費用がかかります。
- 使用者が先祖及び使用者自身の直接合祀を希望される場合は別紙○に定める費用により合祀ができます。

第八条（申し込み手続き）

- 永代墓の使用を希望する方（生前申し込み）は別紙○に定める手続きにより、「永代供養墓〈いにしえ〉使用申込書」に所定に事項を記載し、管理者に関係書類を添えて申し込みをしていただきます。
- 前項の申し込み時に使用者に対する「埋葬手続き代行者」（以下「代行者」といいます。）を設定することができます。代行者とは、使用者（複数の場合は最後の使用者）が亡くなられた時に、管理者に連絡及び納骨までの手続きを代行していただく方をいいます。又、代行者の方にも「永代供養墓〈いにしえ〉使用申込書」に記載していただき、管理者に必要書類を提出していただきます。
- 既にご遺骨をお持ちの方で、当該ご遺骨のみ永代供養墓の使用を希望する使用申込者の方（遺骨受け入れ）は、「使用申込書」に所定の事項を記載し、管理者に関係書類を添えて申し込みをしていただきます。この場合、申込者と使用者が異なる場合はその旨記載いただきます。
- 既に当霊園の墓所の申込をしている方もしくは墓所を使用している方が永代墓の使用を希望する場合は次の各項に従っていただきます。

イ　まだ墓石工事を行っていない方は、別途定める「地産霊園墓地使用解除確認書」に所定の事項を記載し、関係書類を添えて墓所の使用権を管理者に無償にて返還していただきます。

ロ　墓石工事済の方は、前項の手続きを行うとともに、墓石等構造物を管理者において処分できることを承諾していただきます。

本条第4項ロに該当する使用者と管理者において、墓石等構造物の処分及び墓所の使用権を管理者に返還することについては別途契約を締結していただきます。

第九条（使用者の登録）

使用者の登録は、申し込み手続きが完了し、且つ永代供養料の全額が納入され、管理者が使用承諾した時点で、使用者の使用登録を行います。

第十条（使用承諾書の発行）

前条の登録が行われた使用者に対し管理者から「使用承諾書」を発行いたします。使用承諾書を紛失または汚損したときは、管理者に申請して再交付を受けて下さい。

第十一条（埋葬及び改葬）

永代墓に埋葬、改葬を行う方は市区町村の発行する埋（火）葬許可証もしくは改葬許可証とともに前条の「使用承諾証」と別紙○に定める所定の書類を管理者に提出していただきます。

第十二条（住所・氏名・名義の変更等の届出）

- 「使用承諾書」に記載された本籍、住所、氏名及び名義等の変更があったときは管理者に速やかに届出て「使用承諾書」の訂正を受けてください。又、代行者の方も同様です。尚、使用名義人の変更の場合は別紙○に定める名義変更料がかかります。
- 前項の手続きが行われなかった場合は、埋葬等の手続きが実施できない場合があります。又、使用承諾の無償解除となる場合もあります。

第十三条（譲渡、転貸の禁止）

永代墓の使用権は、第三者に譲渡、転貸はできません。

第十四条（解約）

使用者の都合で永代墓が不要になった場合は、別紙○に定める所定の書面に必要事項を記入のうえ、使用承諾証を添えて、管理者に提出してください。尚、合祀後のご遺骨の返還はできません。また既に納入した永代供養料は、管理者が認めた場合を除き、返還いたしません。

第十五条（不可抗力による事故の責任）

天変地異等不可抗力による損害については当霊園では一切責任を負いません。

第十六条（規則の改正）

この使用規則の内容については、「墓地埋葬等に関する法令」等現行法規が改正された場合、並びに社会的、経済的な情勢変化が生じた場合その他相当の事由があると認められる場合には、管理者のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。当該変更は、公表等に際して定める適用開始日から適用されるものとする。使用者はこれに従っていただきます。

第十七条（その他）

その他本使用規則に定めのない細目的事項についてはその都度、管理者が決定します。

以 上